職務基本規程の改正案に対する重大な疑問

ともに日弁連を変えよう!市民のための日弁連をつくる会(変えよう!会)

チェンジ日弁連

代表 及川智志

12月の臨時総会で職務基本規程を改正?

現在、日弁連の理事会で職務基本規程の改正が審議されており、場合によっては本年1 2月6日(金)開催予定の日弁連臨時総会に改正案が上程されるかもしれないという重大な局面を迎えています。 そもそも職務基本規程を改正する必要性(立法事実)があるのかという問題がありますが、紙数の関係で本書面では、改正案の守秘義務に関する条項に絞って、その問題点を指摘します。

第三者から取得した第三者の秘密を保持する義務を依頼者に対して負う?

当初の要綱案は、守秘義務の対象となる秘密は依頼者の秘密に限られず、広く第三者から取得した第三者に関する秘密も含むとしました。しかし、この点が強い批判を浴びたため、現在の改正案は、その秘密を保持する義務は依頼者に対して負うことにしました。その結果、第三者から取得した第三者の秘密を保持する義務も依頼者に対して負うということになりました。しかし、依頼者は守秘義務を解除することができますので、これでは第三者の秘密を漏らしてよいかどうかを依頼者が判断できることになってしまい、依頼者が第三者のプライバシーを処分することができるという大変奇妙な事態が発生します。

この点について弁護士倫理委員会委員長高中正彦氏名義の2019年8月2日付報告書(以下、高中報告書といいます)は、「依頼者が秘匿をしておきたいと考える性質の事項でない情報」は秘密に該当しないと説明しています。つまり、第三者の秘密の中には、依頼者も秘密にしておきたいものがあるはずだというのです。しかし、それなら最初から、秘密とは依頼者が秘匿しておきたいと考える性質の事柄であると限定すればよいのではないでしょうか。広く第三者の秘密も守秘義務の対象に加える必要は全くないものと言わなければなりません。

第三者の名誉・プライバシ―保護をここでわざわざ謳う必要がある?

上記のように、第三者から取得した第三者の秘密は守秘義務の対象から外れてしまうことがあるため、改正案は、第三者の秘密を開示する場合は「第三者の名誉及びプライバシーを侵害しないよう配慮しなければならない」という条項(23条2項)をつけ加えました。しかし、名誉・プライバシーに対する配慮は、どのような場面でも必要なことであり、この場合だけわざわざ規定する必要性は認められません。むしろ、あえてこのような規定を置けば、相手方等からの不要な懲戒請求を誘発する恐れが強くなるだけでしょう。

秘密の利用が許される「正当な理由」とは?

当初の改正案は、秘密は依頼の趣旨にのみ利用することができ、例外は一切認められないとしていましたが、この点についても厳しい批判が相次いだため、現在の改正案では「正当な理由」があれば秘密の利用が許されるという修正が施されました。しかし、高中報告書によれば、この「正当な理由」とは依頼者の同意以外考えられないとされています。そうすると、例えば集団的消費者被害事件で、問題のある事業者の隠し口座等を知った場合、後に他の依頼者のためにそれを利用したいと思っても、旧依頼者と連絡が取れなければ、それは不可能になってしまいます。

職務基本規程を厳格に守っていても処罰されることがある?

弁護士倫理委員会が作成した2018年9月4日付の「弁護士職務基本規程改正案」は、刑法134条(秘密漏示罪)、弁護士法23条(守秘義務)の公権解釈は職務基本規程と別個に行われるので、職務基本規程は独自の立場で守秘義務について規律して差し支えないとしています。そして、「職務基本規程の条文とその解釈さえ遵守していれば守秘義務違反の問題は発生しないとの誤った考えをできる限り正していく必要がある」としています。これでは、「職務基本規程なんか守っていてもしようがない」「何のためにわざわざ改正するのか」ということになってしまうのではないでしょうか。

職務基本規程は、会員の業務に直接関係するものですので、十分な会内議論を踏まえるべきであり、拙速にならないようにして頂きたいものです。

